

# 滋賀医科大学生物多様性条約対応に関するポリシー

令和2年10月14日役員会決定

## 1. 目的

国立大学法人滋賀医科大学(以下「本学」という。)は、「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」という。)及び「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(以下「名古屋議定書」という。)を遵守し、本学役員及び教職員等(以下「研究者等」という。)が海外から遺伝資源を取得する場合は、遺伝資源等を適切に取り扱うことを目的として、滋賀医科大学生物多様性条約対応に関するポリシー(以下「本ポリシー」という。)を制定する。

## 2. 国際条約並びに日本及び提供国の国内法の遵守

研究者等が海外との間で遺伝資源を取得又は譲渡する場合は、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「ABS 指針」という。)、生物多様性条約、名古屋議定書、遺伝子組換え生物等による生物の多様性の保全等に及ぼす影響の防止等の措置を規定する「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(以下「カルタヘナ議定書」という。)、改変された生物の国境を超える移動により生ずる損害への対応等を規定する「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任と救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書」(以下「名古屋・クアラルンプール補足議定書」という。)等(以下「生物多様性条約等」という。)を遵守するものとする。

提供国において遺伝資源を取得して国内に持ち込む場合は、当該国の国内法を遵守し、当該国の事前の情報に基づく同意(Prior Informed Consent: PIC ;PIC)が必要などきがある。

## 3. 適用の範囲

本ポリシーは次に掲げる遺伝資源及び遺伝資源の利用については適用しない。ただし、取得する国において、異なる範囲を規定している国内法がある場合は、それに従う。

- (1) 遺伝資源に関する情報(塩基配列情報等。ただし、伝統的な知識に該当するものを除く。)
- (2) 人工合成遺伝子(生物から取り出された断片を含まないものに限る。)
- (3) 遺伝の機能的単位を有さない生化学的化合物(派生物)
- (4) ヒト遺伝資源
- (5) 2017年8月20日以前に海外から取得した遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識
- (6) 遺伝資源の利用を目的とせずに購入した一般流通品

## 4. 組織的対応

- (1) 最高管理責任者

生物多様性条約等に係るリスクマネジメントに係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。遺伝資源の取得又は遺伝資源の取得に起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じるものとする。

(2) 統括責任者

最高管理責任者の命を受け、生物多様性条約等に係るリスクマネジメントを統括させるため、統括責任者を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

(3) 管理責任者

生物多様性条約等に係るリスクマネジメントを適切に実施するため、統括責任者の下に管理責任者を置き、医学研究監理室長をもって充てる。

(4) 学内専門委員会

生物多様性条約等への対応と調査を行うため、研究活動統括本部会議の下に、ABS等に関する委員会を設置する。

(5) 事務及び相談窓口

取得遺伝資源の登録・管理に係る事務手続は、関係部署の協力を得て、医学研究監理室が行う。また、生物多様性条約等に係る相談窓口は、医学研究監理室とする。

## 5. 取得遺伝資源の登録

(1) 登録の手続等

イ. 研究者等は、海外から遺伝資源を取得する場合は、事前に管理責任者へ申請する。

ロ. 取得した遺伝資源を利用した論文発表、知的財産権の出願、企業との共同研究、第三者への譲渡等が発生した場合は、管理責任者へ報告する。

学生(留学生を含む)や外国人研究者が研究材料として持ち込む場合は、受入教員が申請する。

(2) 環境大臣への報告等

イ. 本学は、名古屋議定書に基づき国際遵守証明書(IRCC)が国際クリアリングハウスに登録された場合は、6ヶ月以内に環境大臣に報告する。

ロ. 環境大臣から、締約国からの申立てに関する情報及び報告後おおむね5年後になされる遺伝資源の利用に関連する情報の提供が求められた場合は、対応する。

(3) 違法な取得等

イ. 本学は、違法な取得を行った場合又は登録義務があるにもかかわらず、未登録の遺伝資源を用いた研究を実施した場合は、それを用いた知的財産権の出願や共同研究を受け入れず、また、海外とトラブルが発生した場合にも、対応しない。

## 6. ABSに関する相互合意条件及び有体物の移転契約

イ. 国際共同研究を実施する場合は、ABSに関する相互合意条件(Mutually Agreed Terms :MAT)を含む共同研究契約を締結するものとする。また、国際共同研究のために遺伝資源を取得する場合は、必要に応じて有体物の移転契約(Material Transfer Agreement :MTA)を締結するものとする。

ロ. 学生(留学生を含む。)や外国人研究者が持ち込んだ遺伝資源を用いて国内研究者との共同研究を行う場合又は共同研究を伴わない遺伝資源の譲渡を行う場合は、必要に応じてMTAを締結するものとする。

## 7. 遺伝子組換え生物の国境を越える輸送に関する手続

遺伝子組換え生物の国境を越える輸送については、カルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書に則り、事前に相手国の同意を取得するものとする。

#### 8. その他

本ポリシーは、社会や本学を取り巻く環境の変化等に応じて見直しを行うものとする。